

議案第41号

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和元年9月4日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されることに伴い、南風原町個人番号の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第28号）の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町個人番号の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「教育・保育給付」を「教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。